

重要事項説明書

～本園への入園にあたり事前にご理解、ご了承いただきたいこと～

認定こども園高須幼稚園

このたびは、本園への入園及び入園をご検討いただきましてありがとうございます。

本園では、乳幼児期の子どもたちが集団で生活する場であることから、子どもたちが心身を存分に使いながら活動した結果として怪我などをする場合があります。しかし、子どもたちが他者との関りや自らの行動を通じて成功や失敗を通じて学ぶことは、例えば小さな怪我から学び大きな事故を防ぐことなど、子どもたちの育ちにとってとても大切な経験でもあります。勿論、重大事故につながらないよう保育士は常に細心の注意を払いつつ保育を行っておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、本園は託児所ではなく乳児期からの教育・保育を行う認定こども園です。子どもたちのたくましく健やかな育ちには家庭と園の協力・連携体制は必要不可欠であり、それぞれの情報を共有し、相互理解を深めていくことが大切です。本園に入園するにあたり、保護者の皆さまに事前にご理解、ご了承いただきたいことを以下に記載しておりますので、ご一読くださいますようお願いいたします。

尚、当園に入園申し込みをされる方には当重要事項説明書の同意書をお渡ししております。園の方針等にご賛同いただける場合には同意書にご署名のうえ、入園面接時にご提出ください。記入事項等ご質問がございましたら、園長までお問い合わせください。

1.園の教育・保育方針

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なもので、教育基本法には「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定されています。

子どもが、自分が誰からも愛されているというよろこびと人への信頼感をもつために、家庭と園との連携・協力が欠かせません。世界で初めて幼稚園を創立したフレーベルが「子どもを愛し、子どもに愛され、父母に信頼されることから教育は始まる」という言葉を残しているように、園の教職員と保護者の信頼関係があって初めて教育は成り立つものです。全ての子どもが持つ自ら成長する力を信じ、共に喜び、共に悩み、成長を見守っていきたくと願っています。そのような願いから入園に際して保護者の皆様にご理解頂きたい、幼児期の教育の根幹に関わることや本園の教育方針等におきましては、P2～P4に述べさせていただきましたので併せてご参照ください。

2.園則・施行規則に定められている定員等の事項

(1) 定員等について

- ・本園の定員は0歳児7名、1歳児11名、2歳児15名、3歳児35名、4歳児35名、5歳児35名です。
- ・クラスの状況に応じて若干名の入園を認める場合があります。
- ・3～5歳児1クラスの人数は国の基準（1クラス35人で1人の担任）以上に充実させるために年度当初

は3歳児20名（副担任制）、4歳児30名（副担任制）、5歳児30名（副担任制）を園が自主的に定める定員とします。

- ・担任については様々な条件を総合的に判断し決定します。個々のご希望をお聞きしての編成は行っておりません。

（2）休業日について

本園の休業日及び期間は次の通りです。なお、変更になる場合は年間行事予定表でお知らせします。

《1号認定》

- ・土曜日・日曜日（行事などの都合により変更することがあります。）
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・夏季休業期間 7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業期間 12月25日から翌年の1月7日まで
- ・春季休業期間 3月21日から4月7日まで
- ・その他、園長が必要と認めた日

《2号・3号認定》

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始（12月29日～翌年の1月3日）
- ・その他、園長が必要と認めた日

（3）保育時間について

《1号認定》

- ・午前9時00分～午後1時45分（午前保育の日は、午前11時半）

《2号・3号認定》

- ・午前7時30分～午後6時30分（この間の定められた時間）最大午後7時まで

（4）教育時数について

- ・年間39週以上、一日4時間以上を標準とします。

（5）教職員数について

園長1名 教頭1名 主幹教諭1名 主任保育士1名 教諭・保育士7名以上
事務職員1名 栄養士・調理士2名 用務員1名 他園医等

3.納付金について

- ・施設整備費は入園手続き時に現金でお支払いください。納入金は返金できません。但し、入園前に転勤などやむを得ない理由で通園が困難になった場合、施設整備費は全額返金いたします。
- ・施設整備費は入園時に一括で支払うか、毎月の保育料等で分割して支払うことが出来ます。但し、途中退園する場合、分割払いの残金を一括でお支払いしてください。
- ・保育料（教育保育充実費、給食費を含む）等の毎月の納付金は毎月5日（5日が土日祝日の場合は前営業日まで）に口座にご入金ください。
- ・各月の初日に在籍している場合は出席の有無に関わらず 保育料等を納入してください。
- ・保育料等を3ヶ月以上滞納した場合は、除籍することがあります。
- ・各市町村及び諸般の事情により保育料等を変更する場合があります。

4.登降園について

登降園時の安全等については、次のことについてご協力をお願いいたします。登降園の詳細におきまし

ては入園後に配布する「登降園のきまり」をお読みいただき、事故防止のためにも記載事項の順守をお願いいたします。特に駐車場及び幼稚園バス停留所での立ち話は重大事故の原因となりますので、くれぐれもお控えください。

- ・園児のお迎えは原則として保護者または事前に届け出のある方とします。
- ・届けている降園方法を変更する日は降園 30 分位前までに電話でご連絡ください。
- ・バス停へのお迎え、一時預かりや課外活動などのお迎え時間に遅れないようにしてください。
- ・車で送迎の際は、バス運行の妨げや駐車場の混雑につながりますので、速やかにお帰りくださるようご協力をお願いします。お子さまが乗降する時には必ず一度エンジンを切り、ドアは保護者が開けて乗降を確認ください。
- ・2号及び3号認定の保護者の方々には、お仕事が早く終わった時やお休みの時は、出来る限り早めのお迎えをご協力をお願いします。
- ・園へとつながる道は大変道幅が狭く、一部行き違いが必要な場所があります。お互いに譲り合いの気持ちを持って気持ち良く通行できるようご協力ください。
- ・今後バスの運行状況により、高須幼稚園と高須第2幼稚園の運行ルートを統合する場合があります。

5.家庭と園との連携・協力

(1) 後援会活動について

本園では家庭と園との連携を図り、親密の度を高めるとともに会員相互の研修を深め、強い協力体制を確立することを目的として後援会が組織されています。後援会では、ともに子育てをする仲間として情報を交換しつつ互いに支え合いながら活動いたしますので、子育ての悩みを一人で抱え込まずに済み、より子育ての楽しさや充実感につながります。また、保護者同士が仲良く一緒に作業をしている姿は大人が想像する以上に子どもにとっての鑑となりますので、その姿を通じて人と関わる楽しさや大切さが子どもたちにも伝わります。

そのようなことから、本園では、お仕事をお持ちの方も含めて保護者の皆さまには全員に何らかの役割を担っていただいております。後援会活動や園の保育の支援を通じて保護者の方同士が知り合い、結びつきを深めていただければと考えております。4月の後援会総会後に各担当を割り振りますので、子どもたちの健やかな育ちのためにも、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

(2) 参観日・懇談会等について

学期ごとに参観日や行事を通して、子どもたちの成長の様子を観ていただきます。また、個人懇談やクラス懇談会を実施します。懇談会は情報交換の場やお子さまの発育や幼稚園での様子、活動の意図をご家庭と共有する大切な事と考えていますので、お仕事等できる限りご都合をつけていただきご出席くださいますようお願いいたします。

尚、子どもたちの様子をご覧になったり園での出来事をお子さまからお聞きになったりして気になった点や心配なことがありましたら直接担任までお知らせください。

また、園には特別な配慮を要する子もいます。その時の子どもの姿だけを捉えて、うわさ話をしたりするなどして誤解や不安を招いたりすることのないようにくれぐれもお願いします。

6.保育中の怪我

子どもたちはいろいろな人と関わりあう生活の中で、共に活動することの楽しさを感じたり葛藤を経験したりしながらルール必要性を体験的かつ主体的に学び、他者との関りの意味を知ります。また、子どもたちが大きくなった時に大きな怪我をしないためにも、自分で危険を察知したり、回避したりする力を身につけていくことを学ぶことも大切です。(リスクから学ぶハザードの回避)

本園は、文部科学省や厚生労働省等の定める基準や法令を遵守し、大きな事故にならないように設計されており、園庭遊具の大半は厳格な世界の品質基準及びヨーロッパの安全規格（ISO 9001、EN1176）をクリアしたスウェーデンのHAGS社製遊具を使用しています。また、定期的な安全点検を実施し、園内で起こった過去の怪我等から安全面への配慮を職員間で共有し、安全な環境で安心して思う存分活動してもらえるよう配慮をしています。

しかし、どんなに保育士が細心の注意を払おうとも乳幼児期の子どもたちが集団で生活する以上は、子どもたちが十分に身体を動かして遊んだ結果として転んで擦り傷をつくったり、友だちと頭をぶついたりすることがあります。万一、保育中や送迎中に怪我をした場合は、応急手当をすると同時に保護者に連絡させていただきます。（既往症や特別な配慮が必要な場合は、家庭状況調査票に記入してください。）

尚、本園では、在園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しており、大きな怪我の場合は全日本私立幼稚園連合会の保険により対応いたしますが、入院中以外の休業補償等には対応しておりませんので予めご了承ください。

7. 病気、伝染病、与薬

病気の時はたとえ園児が幼稚園に行きたがっても、他の園児への影響も考え体調が完全に戻るまでは家庭でゆっくり療養させてください。風疹や手足口病など伝染性の疾患にかかった場合は、その感染時期が過ぎ、医師の許可が下りてから登園してください。登園後に元気がない、体調が優れない等の園児には検温を行い、原則37.5度以上の場合は保護者の方に連絡させていただきます。また、熱が37.5度以下であっても普段の様子と明らかに違う時は、早めにご連絡をさせていただきますのでお迎えのご協力をお願いします。

与薬については本来薬を飲ませることは医療行為にあたるため、職員がお子さまに薬を飲ませることはできません。しかしながら、やむを得ず医師の診断により園での与薬が必要な場合には、所定様式での依頼書により与薬することができます。与薬については、入園後お知らせしますので、ご確認ください。

8. 教育相談

お子さまの発達や行動で気になる点や、育児への不安や悩みがある場合は、ぜひお気軽にご相談ください。また、その他お子さまのことで心配なことや気になること等についても、お気軽にご相談ください。

9. 保育計画

教育課程・保育指針（全体的な計画）に基づき、年齢ごとの発達に合わせて年間計画・月間計画・週案を作成しています。支援を要する幼児には個別計画を作成したうえで教育を行います。その他、家庭との連絡方法・感染症等・園内での怪我等の対応・警報時の対応等に関しては、入園後、園便り等でお知らせします。

10. 苦情相談体制 *受付方法：面接、電話などの方法により、苦情・相談を受け付けています。

相談・苦情受付担当者	氏名	杉本 麻里子（教頭）
相談・苦情解決責任者	氏名	森本 真行（園長） 森本 嘉一（理事長）
第三者委員	氏名	中内 司

11. 賠償責任保険の加入状況

《東京海上日動火災》

あくまでも、見舞金として給付していますので、治療費に見合うものではありませんが、当園の一対応のひとつとしてご理解いただければと思います。

種 別	金 額
-----	-----

死 亡	1, 1 3 3, 0 0 0 円
入 院	5 5 0 円／日
通 院	3 5 0 円／日

≪（独）日本スポーツ振興センター≫

幼稚園の管理下【通常保育や預かり保育、幼稚園行事。但し、課外活動（英語、ボルダリング）は幼稚園施設提供による管轄外指導のため除外となります。】における、園児等の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（異物の嚥下、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、傷害又は死亡が給付の対象になります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	幼稚園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	
疾 病	幼稚園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病 	医療費 <ul style="list-style-type: none"> ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
障 害	幼稚園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金（障害等級により金額が異なります。） 3,770万円～82万円 〔通園中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
死 亡	幼稚園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 〔通園中の場合 1,400万円〕
	突然死 幼稚園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 〔通園中の場合も同額〕
	幼稚園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒するまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいいます。

(医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。)

障害見舞金・死亡見舞金の額については、平成18年4月1日以降に給付の事由が生じた場合の額です。尚、平成18年3月31日以前に生じた障害に係る障害見舞金及び平成18年3月31日以前に死亡した者に係る死亡見舞金については、旧政令、省令等に基づく金額となります。

1 2. 個人情報の保護について

本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。また、教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

1 3. 非常災害時の対策・防犯対策

- ・避難訓練：避難及び消火を想定した訓練を毎月実施。
- ・防災設備：消防法に基づき自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を完備。
- ・防犯設備：インターホン及びオートロック門扉、園の外周だけでなく園庭にもフェンスを設置。

1 4. 嘱託医等

- ・内科医：森沢 豊 (けら小児科)
- ・歯科医：森本 郁夫 (森本歯科)
- ・薬剤師：山本 ちさと

1 5. 園の概要

設置者	学校法人 森本学園
種別	幼稚園型認定こども園
園の名称	認定こども園 高須幼稚園
所在地	〒781-8120 高知市高須本町11番12号
電話番号・FAX	TEL 088-883-2319 FAX 088-883-2457
メールアドレス	takasu@shirt.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.takasu-kids.jp
園長氏名	森本 真行
開設年月日	1977年4月1日
敷地面積	2,200㎡
園舎面積	1,300㎡ (2021年4月1日現在)
園庭面積	900㎡ (2021年4月1日現在)
保育室数	8室 (2021年4月1日現在)
ホール	1室 (2021年4月1日現在)
給食室	1室 (2021年4月1日現在)

